

会議録

1 附属機関の名称

犬山市いじめ問題対策連絡協議会

2 開催日時

令和6年3月14日（木） 14時00分から15時30分まで

3 開催場所

市役所 203会議室

4 出席した者の氏名

（1）委 員 木村 嘉美、深町 聖子、内藤 慎二、神谷 勝治、勝村 偉公朗、
黒川 雅幸、水野 幹伸、細野 優子

（2）事務局 滝 誠、酒井 俊輔

5 議題

- （1） 当市におけるいじめ問題の現状
- （2） いじめ防止の取組・対策について
- （3） いじめ問題対策に係る各機関・団体の意見交換

6 傍聴人の数

0人

7 内容

【事務局】

定刻となりました。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。
ただ今より、令和5年度第2回犬山市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。
進行は、学校教育課の酒井が務めさせていただきます。よろしくお願いします。
本日、犬山中学校生徒指導担当、長谷川委員は欠席の連絡が入っています。
それでは、はじめに神谷会長よりご挨拶申し上げます。

【神谷会長】

小学校1年生で入学して9年間の義務教育の中で幸せな時を過ごして送り出したいと思って全力を尽くしていますけれども、なかなかうまくいかないこともあります。その1つがいじめに関することだと思います。この間、職員に重要なことは正しい答えを見つけるのではなく、正しい問いを探すことだということを伝えました。子どもたちにとって何が大切なのか、その問い・疑問をもつところが最も大切で、私たちが身につけてきた答えに導こうとしてもなかなか同じようには導けません。どの道が正しいのかを問い直し、その子にあった答えを導き出していこうと話しました。本日はいじめ問題に関して、様々な立場より意見等をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございました。

はじめに、本会は「犬山市附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン」に基づき、一部公開とさせていただきますが、本日は傍聴人の出席はありません。また、会議録を市ホームページへ掲載することとなります。

それでは、協議に移ります。協議の取り回しにつきましては、神谷会長にお願いしますので、よろしくお願いします。

【神谷会長】

それでは、今から会議に入らせていただきます。

議事録署名者ですが、校長会副会長の勝村委員と水野委員の2名を指名します。

では協議に入ります。

まず、(1)当市におけるいじめ問題の現状について、事務局より報告します。

【事務局】

・ 犬山市のいじめの傾向

犬山市のいじめの現状について報告させていただきます。毎月各学校よりいじめの認知に関して報告をいただいています。令和5年度はいじめ重大事態にあたる事案の報告はありませんでした。重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとされています。各学校において、いじめの認知後に、関係する児童生徒への聞き取りや適切な指導、保護者への説明など、迅速な対応していただいていますので重大事態にはなっていません。

いじめの傾向に関しては、件数的には暴力・暴言の件数が多く、次に悪口や仲間はずれや無視するなどの嫌がらせの件数が見られました。その他に前回、話題にさせていただいたSNSの事案も見られました。いじめの傾向としましては、内容が多岐にわたり、1つの事案で複数の内容が見られる場合も見られます。いじめを認知し対応していく際には、1つの情報にとらわれることなく、幅広い視野で指導・対応していくことが大切になります。そのため、学級担任一人で抱えるのではなく、学年主任や生徒指導担当などチームでいじめの対応をしていくことが必要とされます。

・ いじめ認知件数との比較・分析

資料の2ページ目をご覧ください。

令和5年度の認知件数は、最近3年間の推移を見ると、増加しています。これはコロナ禍での環境の変化や制限による交友関係の築きにくさなどに背景があったり、コロナ禍以降に以前のような関わり合いが増加することによるトラブルが増加していたりすることも原因と考えられます。また、前回話題にさせていただいた生徒指導提要の改訂により、積極的な生徒指導を先生方が実践し、いじめ認知0ではなく、いじめ認知を積極的にして、いじめを見逃さないようにしていることも要因であると考えられます。

また、いじめ認知件数に関しては全国的に認知件数が年々増加しています。令和4年度の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題調査においても愛知県のいじめ認知件数は増加してきています。特に小学校での認知件数の伸びが大きくなっている傾向にあります。

前回話題にさせていただいたSNSのいじめの認知件数も増加しています。2020年の全国のいじめ認知件数51万件に対して、SNSいじめの件数は1万8千件になっています。SNSいじめの件数は右肩あがりでも推移しているのが現状です。今の子ども達は幼い頃より自分専用のスマートフォンを所持しています。それによって友達と身近に繋がることができるというメリットもありますが、使用の仕方やリスクを子どもも親も理解しないまま使っていると、いつトラブルに巻き込まれてもおかしくありません。犬山市でもSNSに関するトラブルの報告を受けており、オンライン上のゲームからトラブルに発展していくケースもあります。報告件数は多くはありませんが、学校はもちろん、親の见えないSNSでトラブルからいじめに発展し、気付いたと

きには大きな問題になっている事案が見られるのが現状です。

【神谷会長】

事務局より報告がありました、犬山市におけるいじめ問題の現状について、それぞれのお立場から、様々なご意見やご質問等がありますでしょうか。

【黒川委員】

いじめ認知の件数がある中で、重大事態にあたる事案がないということは、学校がいじめを認知した後に早期対応・指導していることが影響しています。事務局の説明にありましたが、学校現場では積極的にいじめ認知して対応していこうという姿勢が見られます。認知件数の増加事態はそれ自体に問題はないと理解してもよいかと思います。学校の中にあるいじめを積極的に発見して対応していくという姿勢が大切ではないかと思っています。

1つ質問ですが、犬山市のいじめの認知の報告の中で、不明と記載している箇所がありますが、学校や犬山市教育委員会の認識を伺いたいと思います。

【事務局】

いじめ認知の報告の中に不明と記載がありますが、これは靴の中に石が入っていたなど加害者が特定できずにわからない場合に記載しています。不明となってはいますが、学校は何も対策・対応をしていないわけではありません。学校職員に周知し、全職員で見守る体制を作ったり、被害児童にも継続的な聞き取りを実施したりして、同じようなことが起きていないかの確認を必ずしています。また、教育委員会としても、不明という場合は各学校に確認し、その後の対応や被害児童生徒の様子を聞き取るようにしています。

【神谷会長】

事務局の説明の中でいじめ認知の増加の要因にコロナの影響があると説明がありましたが、3年間の中でのいじめの認知件数増加の様子を教えてください。

【事務局】

コロナ前後の認知件数の正確な数値までは今ははっきり答えることができませんが、令和3・4年度の2年間を比較すると、愛知県のいじめ認知件数は増加傾向にあります。同じように全国的にも2年間で増加傾向が見られます。

【神谷会長】

他に委員の方からありますか。なければ、(2)学校でのいじめ問題の取組・対策について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

・学校でのいじめ問題の取組・対策について説明

各学校ではいじめ問題に対して様々な取組を実施し、未然防止・早期発見・迅速な対応を行っています。その取組について説明させていただきます。

まず、教育相談を実施しています。各学校1週間程度期間を設定し、全児童生徒に対してアンケートを行い、それをもとに個別面談を一人一人実施しています。教育相談は現在、年間2回以上実施しており、これにより児童生徒が先生に相談する環境が作られています。アンケートに記入があった際には、学校も迅速な対応を取ることができ、いじめ未然防止や早期対応に繋がっています。

また、いじめ不登校対策委員会を年に数回開催しています。全職員に対して、いじめ事案の報告や情報共有する機能の他、いじめ事案に対して様々な先生から見解や対応について考えを聞く機会になっています。また、いじめ事案がない場合には、事例等を提示し、いじめや不登校に対しての対

応の仕方等を研修する機会としています。いじめ事案の周知に関してはこのいじめ不登校対策委員会だけでなく、打ち合わせ等でも情報共有し、学校全体で対応していくことを確認しています。

仲間を大切にし、思いやりを育む教育を道徳や各教科の学習で実践しています。前回の連絡協議会でも思いやりを育む事例について、生徒指導リーフで説明させていただきました。実際に各学校においても、異学年交流を実施したり、学び合いの学習を推進したりしています。自分だけでなく様々な学年・考え方に触れ、自己肯定感を高めるだけでなく、他者の存在や考え方を尊重し、思いやる姿勢を大切にしています。

人権週間の取組においてもいじめや人権について考える機会としています。人権擁護委員を講師に招き、人権について学ぶ機会を設けています。また、いじめ防止標語など人権に関する作品に取り組む機会もあります。

このように学校において、いじめ問題に対して、未然防止や早期発見、迅速な対応のための取組や体制作りを行ったり、子ども達の心を育む教育を実践したりしているのが犬山市14小中学校での取組になります。

【神谷会長】

事務局より学校におけるいじめ防止の取組・対策を説明いたしました。それぞれのお立場から様々なご意見やご質問をお願いいたします。どんな点からでも構いませんのでいかがでしょうか。

【深町委員】

人権週間の取組につきましては法務省主催の行事ということで積極的に取り組んでいただきありがとうございます。この地域の取組は非常に盛んで、県内でも取組数は上位になっています。

【内藤委員】

いじめは重大事態にならないように迅速な対応をしていくことが大切です。児童生徒が自殺する場合の原因は、ご家族であったり学校であったりします。自殺があった場合、警察の少年課が原因の捜査にあたります。私は犬山市の自殺防止対策会議にも参加していきまして、犬山病院の精神科医の先生の話によると、当事者になると視野狭窄になってしまう傾向にあるそうです。視野狭窄になると自殺しかないという判断や結果になってしまうそうです。子どもたちが視野狭窄にならないように、相談しやすい環境、これは学校の先生であったり、カウンセラーさんであったりに話をすると精神的に楽になるので、学校の中でも相談しやすい環境を作っていただくというのが重大事態を防ぐことにつながると思います。

春日井市ではスクールセーフティサポーターという警察OBが配置されています。学校の先生と生徒の間にいる中間的な立場として配置されているようです。生徒と先生の間で中間的な立場の方がいれば、生徒自身も話しやすい環境ができ、いじめの重大事態を防ぐことができると思います。

【神谷会長】

学校の教員はゲードキーパーになる可能性が高いので、学校においても心して取り組んでいるところです。私たちが子ども達に伝えているのは、苦しくなったら話すのはもちろん、信頼できる家族や先生につなぐように常に声をかけています。

【水野委員】

いじめ不登校対策委員の事例検討会についてですが、私は普段、不登校の家庭のサポートをしています。それと同時に、学校にも不登校について聞き取りを行うことが多いです。いじめから不登校になっていくパターンとして、被害者が加害者の転校を要望する事例検討をいじめ不登校対策委員会で扱っていた学校がありました。両方の言い分を聞いて、別室対応を取っていくという流れになると思います。スクールロイヤーの話では、別室対応についてはいじめ防止基本23条の4項に、別室に加害生徒を移し、学習を確保して対応することが記されています。別室対応については悪くはないことですが、23条5項のところに期限や目的をきちんと話して対応しな

ければいけないとあります。そうしない加害者側が心身症になって訴えるという形になってしまうこともあるようです。法律にもとづき、スクールローヤーの意見を聞きながらになると思いますが、このような事例検討を行うこと、事例検討に SNS や薬物など新しい内容を取り入れながら検討していくと、いざというときに冷静に判断する力を培うことに繋がるので、事例検討を行うことは有効であると考えます。

【黒川委員】

いじめが起きる前に学校で対策が取られているのが大切なことだと思います。自分がいじめられたり、いじめを目撃したりしたときに、助けて欲しいということを言えることがすごく大切なことだと言えます。周りの大人としては、それを支える環境をつくっていくことが重要で、子どもが発した言葉にすぐに耳を傾け、聞く体制を取っていくことも大切です。子ども達の方からすると、助けてと言えない子どももいます。援助要請＝「助けて」を言える子どもを育む指導・教育をする必要があります。そうすることで、自分が被害にあった時に、先生や友達に助けてと言えたり、いじめを目撃した時に自分は被害を受けていないけれど、先生に言おう、助けに行こうという子どもが育ったりする研究が最近されています。いじめに限りませんが、困った時や苦しい時に助けを求める、助けてと言えようような子どもを育てていくことも大切であると考えます。

【細野委員】

加害者・被害者対応が学校で非常に難しいと感じています。私も法律相談で加害者側の保護者より相談を受けることがあります。別室対応についても、まず加害者を別室対応します。加害者側の保護者としては、いつまで別室対応をするのかという流れになることが多いです。被害者側の心身がどのような状態なのかにもよりますが、学校が苦心しながら柔軟に対応している事例を見ることがあります。事案に応じて、スクールローヤーに相談されて助言を受けながら、校内で対応していく方法を見つけていくことになります。今はオンラインで学習することもできますので、別室をオンラインでつないで、教室にいるかのような対応をしている例もあり、現場の先生方の調整も苦労されていると聞きます。

いじめ不登校対策委員会にて全職員が情報共有するのが大切だと感じます。そして、いじめ認知をした後に、どのように対応していくのか具体的に考えるのも大切だと思います。その後の具体的な対応方法や判断、学校がどう介入していくのか、組織的に意思決定できていない事案も見られるので、情報共有も重要ですが、担任 1 人に任せず、学年などの一定の組織で対応していくことも重要であると考えています。

【勝村委員】

中学校でもいじめ不登校対策委員会を計画的に年間 4・5 回開催しています。必要な事案が起きた際にも開催するようにしています。私の学校では事案の周知だけで終わらせないようにしています。どこまでどんな風に進んで、どのように対応をしてきたのかを話すようにしています。また、その後の見守り方やサポート、生徒への働きかけの方向性を、学級や学年担当だけでなく部活動など色々な関わりの中でネットワークを構築し、被害者を保護したり、加害者を見守ったりしています。いじめについては、SNS も含めて見えにくくなっているので、子ども達から声をだしてもらうために、子どもが声を上げやすい雰囲気・環境・人間関係を築いていくのが非常に大切だと考えています。

【神谷会長】

学校では学校評価のアンケートを実施しています。自分の学校のいじめ問題に対して取り組んでいることを聞く項目があり、数年前よりわからないという項目を付けたところ、保護者の多くはわからないという回答でした。学校として、いじめ問題は命にも関わるので、中心にして取り組んでいるけれど、学校の取組はなかなか保護者には伝わらないということが分かってきました。いじめ問題の該当者はよくやってくれた、不満だなと感じるかもしれませんが、他の方はいじめ

問題への取組はわかりにくい面があります。学校が大切に考えて取り組んでいることが、保護者に伝わるようにするにはどうしたらよいか考える必要があるし、それが伝われば保護者も安心し、いじめの未然防止にも繋がるのではないかと考えています。

【神谷会長】

次に情報交換に入りたいと思います。事務局より情報交換した事項がありますので、事務局、提案をお願いします。

【事務局】

・いじめ防止の関する最近の対応策

前回SNSいじめに関しては警察よりアプリを紹介していただきました。その他にも生徒指導提要の改訂にもあるように積極的な生徒指導を行っています。スクールカウンセラーと連携することも効果的だと思っています。その他に学校現場に対して情報提供していく中で、近年の対応策で効果的であったよう取組を紹介していただけたらと思います。

・暴力を伴わないいじめについて

犬山市のいじめの事案内容は現在暴力が一番多い傾向にあります。次に暴力を伴わない嫌がらせの事案が続きます。資料・生徒指導リーフNO10をご覧ください。学校現場は暴力があった際には法律によって禁じられている行為に当たり、現在毅然とした対応をしています。暴力を伴ういじめは気づきやすく、見つけやすいため、いじめ認知もしやすいと考えられます。しかし、暴力を伴わないいじめ＝嫌がらせ・無視・仲間はずれについては加害者もいじめにあたる認識が薄く、軽い気持ちで行われているように思います。暴力のように目立つこともなく、外からも視認できるようなものではないこと、教師から見えないところで行われていることもあり、教師の認知が遅れることもあります。そのため、見逃したり見過ごしたりすることを防ぐことが必要になってきます。また、子ども同士がよくある光景と捉えてしまったり、好意的な関わりが相手を傷つけてしまう行為に発展してしまったりする例もあります。日頃から児童生徒理解を進めることはもちろんですが、必ずしも教師が教室に常時いるわけではないので、暴力を伴わないいじめの認知、いじめが疑われる行為への対応の仕方が難しいのが現状です。

本日は様々な立場の委員の方がいらっしゃいますので、それぞれの立場より、暴力を伴わないいじめの認知と対応について意見や考えをいただけたらと思います。

【神谷会長】

事務局より情報交換の提案がありましたので、それぞれのお立場から、様々なご意見やご助言等をいただければ幸いです。いじめ防止の対応策について、どんな点からでも構いませんのでいかがでしょうか。

【水野委員】

事務局よりカウンセラーの活用が効果的だと話がありましたが、被害者に対してはもちろんのこと、本当に支援が必要なのは加害者の子どもであると思います。加害者の子どもにカウンセリングを受ける機会があると、自分の行動を振り返ったり、その時にどんな気持ちだったのか考える機会になったりして、いじめを防ぐことができるのではないかと考えています。

【勝村委員】

市内小中学校には目安箱のようなBOXが置かれ、子どもの声を拾うことができるようになっています。こんなことに挑戦したい、こんな学校にしたいというプラスな声もたくさん聞くことができています。ネガティブな意見がある時には、名前の記名がないことが多いのが現状です。いじめとは関係ないことでも、記名がないと直接的な指導・支援ができません。学校としては無記名でも必ず声がけをし、アクションするようにしています。無記名で出した子どもも、学校はその声をしっかり聞いてくれていると感じるようにアクションをすることは大切であると思います。

ます。子どもたちの声をどう拾っていくのか、子どもたちが援助要請を出せるようにしていく働きかけをすることが、学校として大切であると考えています。

【神谷会長】

心の天気というアプリを用いて、自分の心の様子を知らせるアプリを活用しています。夏休みなどの長期休みには担任と会う機会も減り、子どもたちの様子を把握できにくくなります。そのため、私の学校では当番が心の天気を見て、急激な変化があった子どもを把握し、担任に伝えるような取り組みをしています。

いじめの未然防止は心を耕すことが大切だと思います。いじめ防止だけでなく全てのことに関係すると思いますが、他人のことを尊重できる、自己肯定感を高めることができれば、いじめの未然防止に繋がるのではないかと考えています。

【木村副会長】

保護者が答える学校の評価アンケートは保護者側からすると、学校が取り組んでいるかわからないことも多いです。トラブルが起きていても、学年が違うとわからないので、学校がどう対応されているか見えないのが現状です。学校としても、トラブルの詳細を広めることが難しいとは思いますが、保護者が学校の取組を知ることができるとよいと思います。

【神谷会長】

学校がどのように対応しているかという全体像については、それぞれの学校のホームページに「いじめ防止基本方針」というのを作成し掲載していますので、ホームページを見ていただければ各学校のいじめ防止の方針を確認することができます。

【黒川委員】

いじめを目撃した時にどのように対応するのかを身に付ける教育を目にしたことがあります。自分が体験してみないとわからないことがあるので、いじめを見た時に自分はどのように止められるのか、どのような行動を取ることができるのか、事例検討的な形で子どもに体験させて声を出す練習をしていくことも効果的であると思います。

【神谷会長】

続いて暴力を伴わないいじめについて、どんな点からでも構いませんのでいかがでしょうか。

【水野委員】

いじめの順番として、冷やかされる、悪口を言われる、わざとぶつかる、遊びの中でからかわれるに発展していくと思います。この段階で教師が気付いて注意すると、いじめの未然防止になることが多いです。しかし、教師が気付かないと集団に移行し、危険なことをさせられる、叩く、私物を破損されるというように、いじめはさらにひどくなっていきます。児童生徒が行うアンケートの中に、いじめられているという項目だけでなく、最近冷やかされる、人前で笑われる、物が無くなるなど具体的ないじめのきっかけの項目があると、いじめ未然防止につながり、いじめに発展する手前で子どもたちの様子を掴むことができます。

【内藤委員】

保護者と子どもの会話も必要だと考えます。近年、個食率が増加し、家庭での会話が少なくなっている、いじめに初めに気付く保護者が気付かないことが多いのが現状です。家族の会話が減ったことで保護者が子どもの様子に気付くことができないようです。自分のスマートフォンをもって、下を向いてスマートフォンを見ている世の中になっているので、なかなか難しいと感じています。

【木村委員】

子どもと一緒に風呂に入る時間を作ってみたら、学校のことを会話するよい時間になった経験があります。子どもが思っていることを吐き出せる時間を家庭で作ることが大切だと思います。

【深町委員】

法務局ではSOSミニレターの取組を行っていますが、児童生徒さんよりミニレターが来た際には必ず返事を出すようにしています。返事を出すときには、身近な家族や先生に相談してみたらどうかとすすめることが多いです。中には保護者に心配かけたくないから言わないでほしいという相談もあります。相談の中にはミニレターを書いて相談することで心が軽くなりましたと、さらに返事が来ることもあります。中には文通のようになってしまう子どももいて、信頼関係を気付いてやり取りを続けている子もいます。緊急性がある場合は、学校に情報提供し、学校と連携して取り組んでいます。

【勝村委員】

中学校の道徳の教材に「いじめといじり」という題材があります。どこでボーダーを引くのか考える題材なのですが、暴力を伴わないいじめも、どう線引きするかが鍵だと思います。価値観が多様化していく中で、人それぞれの受け取り方や感じ方が変化し、自分は良くても他に人には当てはまらないことも多くなっていると感じています。お笑い芸人でも、仕事として、つっこまれて叩かれているのであって、それを見ている子どもたちは叩いたり、いじったりするのが当たり前になっていないかと心配しています。

【水野委員】

スマートフォンのトラブルも多くなってきて、保護者が子どものスマートフォンをチェックする機会をしっかりと設けることも、いじめだけでなく、多くのトラブルを未然に防ぐことに繋がると思います。

【黒川委員】

学校が被害者・加害者の保護者の板挟みになってしまうというケースが多くなっているように耳にします。今は被害者の保護者が強く訴えてきて、学校がどこまでも事実確認することが多くなっています。学校もどこまで事実確認をしていくべきか、今後検討していく必要があると思います。

【内藤委員】

被害者の方がどうしても訴える場合は警察として対応させていただくことになります。その場合は暴力行為として警察が相談にのることになります。重大事態にならないために、警察として相談に乗ります。犬山警察署ではスクールサポーターが学校を訪問し、警察と学校の間に情報収集をしています。

【神谷会長】

ありがとうございました。ある学校の校長先生から、春の学校開きに担任に2つのことを言ってもらおうという話を聞きました。その2つとは「いじめを絶対に許さない」「いじめられたら絶対に先生が守る」ということです。これを学校や教師が子どもに宣言することは覚悟がいることです。どの学校でも同じことを伝えているとは思いますが、学校も教師も覚悟をもって取り組むことが大切だと思います。

また、ある先生の話では食事をはさんだ前後30分は、家族全員スマートフォンを触らないというルールを決めて家族で過ごす時間を作っているという話を聞きました。家族の時間、会話の機会を設けることに有効な方法で、大変参考になると感じました。

それでは、情報交換を終えて、事務局に進行を返します。

【事務局】 酒井

どうもありがとうございました事務局から1点事務連絡をさせていただきます。

本日配付させていただきました要項・資料のうち、資料「いじめ確認・認知に関する報告書」につきましては、マル秘文書となっております。この後回収させていただきますので、そちらは机上に置いてお帰りください。

それでは、最後に滝教育長よりご挨拶申し上げます。

【教育長あいさつ】

————教育長あいさつ————

【事務局】 酒井

以上で第2回の連絡協議会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。